

承認条件

1. 工事施行にあたっての細部については千葉地域整備センター市原整備事務所長の指示に従うこと。
2. 工事に伴う交通保安については所轄警察署長の指示を受けること。
3. 工事に起因して、既設工作物に損傷を与えたときは、申請人の負担で原形復旧すること。
4. 工事に起因して第三者に損害を与えた場合または紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
5. 工事施行にあたっては下記標札例による標札を設置すること。
6. 工事が完了したときは、完了届（施工前・施工中・施工後の写真を添付）を提出し、千葉地域整備センター市原整備事務所長の検査を受けること。また、同所長立会のもとに道路の境界標を設置すること。
7. 工事に係る県道の敷地、施設物件及び工作物は千葉県に帰属するものとし、検査完了後、千葉地域整備センター市原整備事務所に引き継ぐこと。ただし、現場打擁壁は申請人が維持補修を行うこと。
8. 工事施行により撤去した、L型擁壁、ガードレール、ガードフェンス、転落防止柵等は、千葉地域整備センター市原整備事務所へ返却すること。
9. 工事期間中、工事区域内の県道（国道）の維持補修は申請者が行うこと。
10. 工事の責任期間（瑕疵担保期間）は、検査に合格し、合格通知を受けた日から車道部分は2年間、歩道その他の部分は6ヶ月間とする。
11. その他道路法、同施行令及び「千葉県道路占用工事共通指示書」によること。

標札例

道 路 法 2 4 条 に よ る 承 認 済	
承 認 年 月 日	
承 認 番 号	
申 請 者	
工事施行者氏名	
工事現場管理者	

（注）この標札の大きさは、縦20cm以上横30cm以上とする。